

平成19年（2007年）紀北町第2回臨時会会議録

第 1 号

平成19年2月16日（金曜日）

招集年月日 平成19年2月16日（金）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成19年2月16日（金）

応招議員

1 番	東 篤布	2 番	中村健之
3 番	近澤チヅル	4 番	家崎仁行
5 番	川端龍雄	6 番	北村博司
7 番	玉津 充	8 番	尾上壽一
9 番	平野倅規	10番	岩見雅夫
11番	入江康仁	12番	平野隆久
13番	島本昌幸	14番	中本 衛
15番	中津畑正量	16番	東 澄代
17番	松永征也	18番	垣内唯好
19番	奥村武生	20番	東 清剛
21番	谷 節夫	22番	世古勝彦

不応招議員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	助 役	北村文明
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	谷口房夫
財 政 課 長	太田哲生	危機管理課長	中場 幹
企 画 課 長	川合誠一	税 務 課 長	長野季樹
住 民 課 長	宮沢清春	福祉保健課長	塩崎剛尚
環境管理課長	山本善久	産業振興課長	広瀬栄紀
建 設 課 長	中原幹夫	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	家崎英寿	紀伊長島総合支所長	石倉宣夫
海山総合支所長	上村晴彦	教育委員長	喜多 健
教 育 課 長	奥野昇眞		

職務のため出席者

事務局長	中野直文	書 記	川口節生
書 記	牧野尚記	総務課長補佐	工門利弘

議事日程 (第 1 号)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 発議第 1 号 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第 6 議案第 5 号 財産の処分について
- 第 7 議案第 6 号 海野浦漁港地域水産物供給基盤整備事業（沖防波堤、臨港道路）  
工事請負変更契約の締結について

会議録署名議員

14番	中本 衛	15番	中津畑 正量
-----	------	-----	--------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

---

**議長**

皆さん、おはようございます。

まず、最初にお詫びを申し上げます。

先般、配付させていただきました本日上程の予定議案について、訂正箇所がございましたので、開会前に差し替えをさせていただきました。今後においては、十分注意いたさせますので、よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議事を進めます。

ただいまの出席議員は21名であり、定足数に達しております。

なお、11番 入江康仁君より遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告をいたします。

議会が成立いたしましたので、ただいまから平成19年第2回紀北町議会臨時会を開会します。

議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。ご了承ください。

それでは、議事日程を朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

**中野直文議会事務局長**

( 議 事 日 程 朗 読 )

**議長**

これより本日の会議を開きます。

---

**日程第1**

**議長**

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に

14番 中本 衛君

15番 中津畑 正量君

のご両名を指名いたします。

---

## 日程第 2

### 議長

次に、日程第 2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日 1 日とすることに決定しました。

---

## 日程第 3

### 議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

去る、2 月 9 日に議会運営委員会が開催され、本臨時会にかかる運営等について協議がなされ、すでに配付済みのおり確認いたしておりますので、ご報告を申し上げます。

まず、本臨時会において受理した案件は、議案第 5 号と議案第 6 号の 2 件と発議案 1 件となっております。

発議案につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙でございます。2 月 1 日付で後期高齢者医療広域連合から議員選出の依頼がありましたので、臨時会の付議事件としての告示はされておませんが、議会における選挙ということで議会運営委員会のご了承をいただき、本日の議事日程にかかげさせていただいたものでありますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定による例月出納検査についてであります。平成 18 年度普通会計の 11 月分と平成 18 年度水道事業会計の 11 月分について、監査委員より報告を受けております。報告書は議会図書室に保管してありますのでご覧ください。

次に、地方自治法第 121 条の規定により、提出案件等の説明のためあらかじめ出席を求めましたところ、町長はじめ教育委員長、その他関係課長等の出席がありましたのでご報告をいたします。

次に、全員協議会の開催についてであります。本日、臨時会終了後、全員協議会を開催いたします。協議事項については、行財政改革の取り組みなど 3 件となっております。会場につきましては、町民センターで行いますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、今後の議会関係のスケジュールであります。

まず、1点目は、2月20日に長期総合計画についての全員協議会を開催いたします。時間については、午前9時30分からで、場所については町民センターで行います。

2点目は、議会運営等に関する研修会の開催についてであります。2月27日午後1時30分から別館大会議室で開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4

##### 議長

次に、日程第4 行政報告につき、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

奥山町長。

##### 奥山始郎町長

おはようございます。

本日、平成19年第2回紀北町臨時会を招集させていただきましたところ、議員の皆さまには全員の出席を賜り誠にありがとうございます。

さっそくですが、本議会臨時会にあたりまして、3点ほど行政報告をさせていただきます。

まず1点目は寄付についてであります。去る1月25日に海山区相賀480番地136 加藤内科 院長加藤憲司様より、加藤内科開院20周年記念とし、AED自動体外式除細動器5台の寄付をいただきました。ご寄付に対しまして、心より感謝申し上げますとともに、その旨に沿い有効に活用させていただきたいと存じますので、ここにご報告申し上げます。

次に、紀伊長島リサイクルセンターでの火災事故について、ご報告いたします。

去る、2月1日、午前10時20分頃、リサイクルセンターごみピットから煙が出ているのを現場作業員が発見しました。状況を確認したところ、当日、ピットに投入されたごみが燃えていたので、直ちに現場職員5名で屋内消火栓により初期消火を行いました。

数分後、一旦、鎮火したと思われたので放水を中止しましたが、再び発火したため、消火作業を再開するとともに、10時26分に紀伊長島消防署に通報いたしました。10時35分に消防署員が到着し、安全を期するため消防署の判断により、ポンプ車放水し、午前11時10分に鎮火を確認いたしました。

なお、今回の火災によるけが人や施設機器等の損害はございませんでした。

火災原因につきましては、現在、紀北消防本部並びに尾鷲警察署で調査中ですが、今後は、このような事態が起こらないよう、十分安全管理に心がけてまいりたいと考えておりますので、議会

におかれましては、何とぞ、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、RDF処理委託料の改定についてであります。去る、2月7日に、三重ごみ固形燃料RDF発電所に係る14市・町と県で構成する三重県RDF運営協議会総会が開かれ、平成18年度及び19年度に市・町が支払うRDF処理料金について1 tあたり5,058円で正式決定したので、経過についてご報告いたします。

処理料金は、平成14年12月の発電所稼働時より灰処理経費見合いとして、平成17年度末まで1 tあたり3,790円とし、平成18年度から見直す方針でありました。この間、RDF発電事業は、当初計画より処理量や売電収入が少なく、また、RDF貯蔵槽の爆発事故を受けての安全対策費もかさんだため、平成14年度から28年度までの累積赤字が42億8,000万円にのぼる見通しとなりました。

このことで、県と市・町は、平成17年7月に開催した運営協議会総会で、今後の処理料金については、お互いに見直し案を示し、協議を行うことを確認しました。

県の提案は、RDF化を推進してきた責任を踏まえ、平成17年度末までに生じた累積赤字相当額を負担するとともに、急激な料金の値上げに対する市・町の負担軽減に配慮し、総額18億円を負担すること、また、処理料金は県の負担の範囲内で段階的に設定し、将来収支が均衡する料金とするものであります。この結果、1 tあたりの処理料金は、8,480円との提案がありました。

一方、市・町の提案は、平成17年度末までの累積赤字分は県が負担し、灰処理費増加分を市・町負担とすることで、処理料金を5,058円とし、残りの累積赤字は県負担とする案でありました。

県と市・町の負担の考えには、かなりの開きがあり、調整に時間を要しておりましたが、このほど、県が市・町の提案を受け入れたことから、冒頭での報告となりました。

この結果、平成17年度までの累積赤字と平成18年度、19年度に発生する赤字をあわせた15億4,000万円が県の負担となり、平成20年度以降の処理料金については、引き続き協議を行うことになりました。

なお、今後も適正な処理料金を求めるため、関係市・町と、より連携を深める考えでありますので、議会におかれましては、何とぞご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上で行政報告を終わります。

---

## 日程第5

### 議長

それでは、日程第5 発議第1号 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、三重県知事の許可を受け、2月1日に三重県後期高齢者医療広域連合が設立

いたしました。広域連合規約では、広域連合議会議員は、関係市町の長、副市町長または議会の議員により組織するものとなっております。本日、議会において選挙を行うものであります。なお、規約の中で副市町長とありますのは、今回の地方自治法の改正による名称でありまして、附則の中で現時点では助役と呼び変えることになっております。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長

異議なしと認めます。したがって、指名の方法については、議長が指名することに決定しました。

それでは、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に奥山始郎君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名しました奥山始郎君を、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました奥山始郎君が、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、後期高齢者医療広域連合議会議員に当選された奥山始郎君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

その職務につきましては、どうかよろしく願いいたします。

お諮りします。

日程第6 議案第5号と、日程第7 議案第6号の2件につきましては、提案者より提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。したがって、一括議題とすることに決定しました。

---

## 日程第6～日程第7

議長

それでは、提案者より一括して提案理由の説明を求めます。

奥山町長。

奥山始郎町長

本議会臨時会に上程いたしました案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第5号 財産の処分について

本議案につきましては、国土交通省が施工する国道42号荷坂地区の法面防災工事の用地とするため、町有財産であります土地8,739.66㎡及び立木3,902本を処分するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、

議案第6号 海野浦漁港地域水産物供給基盤整備事業（沖防波堤、臨港道路）工事請負変更契約の締結について

であります。本議案につきましては、平成18年10月30日に入札執行し、11月10日の町議会臨時会におきましてご可決いただき、紀北町紀伊長島区東長島33番地110 株式会社大橋組 代表取締役 大橋宏毅と契約締結いたしましたこの工事につきまして、設計変更の必要が生じたので、当初契約額5,134万5,000円から403万5,150円増額して5,538万150円とするにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

以上でございます。詳細につきましては、担当に説明いたさせます。何とぞ、慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長

続きまして、内容説明を求めます。

広瀬産業振興課長。

広瀬栄紀産業振興課長

おはようございます。議員の皆さまにお渡ししてありました議案書に不備があり、本日、差し替え

させていただきました。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、議案第5号についてご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

#### 議案第5号 財産の処分について

次のとおり財産を売却するものとする。

#### 記

1. 財産の所在地 紀北町紀伊長島区東長島字伯父ノ谷1593番地15の内
2. 種目及び数量 土地 8,739.66平方メートル  
立木 3,902本
3. 売却の価格 7,305,219円
4. 売却の相手方 松阪市鎌田町144番地6  
分任支出負担行為担当官  
中部地方整備局 紀勢国道事務所長 田中隆司

平成19年2月16日提出

紀北町長 奥山始郎

#### 提案理由

国土交通省の「国道42号荷坂地区法面防災工事」用地として町有財産を処分するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求める。

続きまして、2ページをご覧ください。

資料1の土地の内訳につきましては、紀伊長島区東長島字伯父ノ谷1593番地15、現況地目は保安林、公簿面積41万5,449㎡、売却面積8,739.66㎡、売却単価550円、売却金額480万6,813円でございます。

続きまして、資料2の立木補償の内訳につきましては、紀伊長島区東長島字伯父ノ谷1593番地15、立木につきましては、立木3,902本、補償金額249万8,406円であります。その内訳といたしましては、やまざくら12本 2万1,610円と雑木3,890本、247万6,796円であります。資料3の工事内容につきましては、事業年度が平成18年度、平成19年度、事業名は国道42号荷坂地区法面防災工事、事業費が3億円、工期は平成19年3月から平成20年1月の予定であります。また、工事につきましては、法枠工では、吹付け法枠工6,969㎡、アンカー工450本、落石防護柵工190m、ロープネット工20㎡、小割除去工4ヵ所を施工しようとするものであります。

3ページをご覧ください。3ページ、資料4は売却予定地の位置図でございます。

次に4ページをご覧ください。資料5は工事範囲を示したものであります。

5 ページ、資料 6 は平面図でありまして、青色の網掛け部分が吹付け法面工事箇所でございます。また、赤色の部分が落石防護柵工事箇所でございます。図面上部のピンクの枠が 2 ヶ所ありますが、ロープネット工であります。

6 ページ、資料 7 は標準断面図であります。

7 ページ、資料 8 は実測図であります。

以上でございます。今回、財産の処分について、ご承認していただきたく議案を上程するものであります。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書の 8 ページをご覧ください。

議案第 6 号 海野浦漁港地域水産物供給基盤整備事業（沖防波堤、臨港道路）工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

#### 記

1. 契約の目的 海野浦漁港地域水産物供給基盤整備事業（沖防波堤、臨港道路）工事
2. 契約の方法 随意契約
3. 契約の金額 変更前 51,345,000円  
変更後 55,380,150円
4. 契約の相手方 北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島33番地110  
株式会社 大橋組  
代表取締役 大橋宏毅

平成19年 2 月 16 日提出

紀北町長 奥山始郎

#### 提案理由

設計変更により契約額の変更が必要となるため、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

次に 9 ページ、資料 1 をご覧ください。

まず、主な変更といたしましては工事費でございますが、変更前の請負金額が 5,134 万 5,000 円でありましたが、その後、工事内容に変更が生じまして、変更後の請負金額は 5,538 万 150 円となり、その結果、差額の 403 万 5,150 円が増額となります。次に工事概要であります。この表は変更前と変更後を対比してあります。主な工事では、沖防波堤工の被覆工では変更前被覆ブロック工 3 t から 12 t 型 233 個を変更後 24 個を製作し 257 個に増加するものであります。また、変更前の被覆ブロック工 12 t 型

仮置分10個から変更後24個を製作し34個に増加するものであります。

次に、臨港道路についてでございますが、舗装工においては、変更前アスファルト舗装工が592㎡から変更後590㎡と変更となっておりますが、これにつきましては、現地精査の結果2㎡の減となっております。次に擁壁工では、臨港道路の入り口部分の重力式擁壁工（2）については、新たに延長5.5mを施工しようとするものであります。また、コンクリートブロック積工の面積が変更前では130㎡となっておりますのが、変更後においては、129㎡となっております。これにつきましては、現地精査の結果、1㎡の減となっております。

次に、10ページが位置図となっております。

次に、11ページの資料3が被覆ブロック工の配置図となっております。今年度施工部分が赤色、変更箇所が黄色、翌年度施工分が黄緑色で色分けをしております。図面左側の黄色で色塗りした部分が資料1で説明させていただきました被覆ブロック工24個増設分でありまして、議会で承認をいただいたのち、製作する被覆ブロックでございます。また、黄色部分、上部赤色で半分色塗りをした上部にありますNo.0からNo.1の間の紅白部分の上部5個と下部5個につきましては、先ほど説明させていただきましたように18年度で製作し、19年度において配置図のように10個を据付しようとするものでございます。また、赤色の部分が今年度施工しようとする部分でありまして、そのうち、図面のNo.2の下の赤と白の部分、紅白になっている部分60個につきましては、16年度製作し、今回据付しようとするものであります。黄緑部分につきましては、次年度施工予定分であります。

次に12ページ、資料4をご覧ください。臨港道路の平面図となっております。小さいですけども変更箇所の黄色の部分が今回変更する重力式擁壁工（2）の延長5.5mの箇所であります。今回、403万5,150円を増額する工事請負変更契約の締結についてご承認いただきたく議案を上程するものであります。なお、工事完成期限は平成19年3月23日となっております。

何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

## 議長

以上で提案理由の説明並びに内容説明を終わります。

これより議案の審議に入ります。

日程第6 議案第5号 財産の処分についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はどうぞ。

6番 北村博司君。

## 6番 北村博司議員

お尋ねをいたします。今回、防災工事を施工する部分はですね、町長もご存知かと思いますが、これは荷坂峠の尾根の下の部分ですね。道の駅マンボウとか、こちら側へ来ると、長島橋あたりからも正面に見える部分だろうと思うのですが、ちょっと違うかな。どの範囲で見えますか。この今回施工する場所は。こちら側ですが、景観をお尋ねしておるんですが。今回、施工する場所はですね、こちらの町側からいって、どのあたりから見える場所ですか。

**議長**

広瀬産業振興課長。

**広瀬栄紀産業振興課長**

まがりの洞門の上で、小さいトンネルがありますね。荷坂のトンネルと手前にちょっと拡幅したトンネルと、トンネルというより、その横のコンクリが見えるもので、多分見えると思います。工事をやっていたら。何回か見ましたけど。

**議長**

どこの場所からですか。

**広瀬栄紀産業振興課長**

車からずっと走りながら、後ろを見てしていたので、ちょっとどこからかというと、確定しては言えませんけど。

**6番 北村博司議員**

マンボウからは見えますか。マンボウの駐車場から。

**議長**

どうですか。

**広瀬栄紀産業振興課長**

マンボウから見なかったの、

**議長**

確認はしていないですか。

6番 北村博司君。

**6番 北村博司議員**

なぜ、こういうことをお尋ねするかというと、私もそうですけれども、秋の紅葉時期はですね、マンボウから見える正面の里山というのか、雑木山というのか、あの紅葉がすばらしいのです。おそらく、この地方でも最も景観のきれいな部分です。道路の安全、防災面での工事はわかりますが、景観保護に対する配慮をどういうふうに要請していますか。国交省に対して。何でも安全やったらええか

という、そういう注文をつけていないのか、景観に対する配慮を、注文をつけてあるのかどうか。その意識をお聞きいたしたいと思います。大変、私は好きな場所です。あの景観は素晴らしい。多分、皆さん何気なしにご覧になっていると思いますが、あそこへコンクリートの塊が見えたら、もう、最も景観のいいものが台無しになる可能性があるのです、そのへんについての自信はございますか。景観を壊さないという。私は町長にお聞きしています。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

ご指摘の景観については大変重要な要素だと思いますけれども、そのことの確保ですね、保全ですね、景観の、については施工者のほうにはまだ申し入れておりません。

**議長**

6番 北村博司君。

**6番 北村博司議員**

まだ言っていないということなんで、どの場所から見えるかということを確認したうえでですね、これは以前からあそこは和歌山県の備長炭の業者が旧紀伊長島時代に択伐というのかな、ウバメガシだけ買いたいようなことがあって、それをストップしてもらった記憶があります。あそこの景観はできるだけ守ってください。完全に守るということは工事やる以上は無理な注文でしょうけれども、十分その意思をね、国交省自体は、今は景観に対する配慮というので、仮に予算が高くついても、それは高速道路であっても何でも景観保全を大事にするということが国の方針ですから、十分きいていただけたらと思いますので、位置確認をしたうえで、町としての案はもって、もし、景観が壊れるのなら、こういう形でやれないかという、是非、やっていただきたいと思いますが、町長のお考えをいただきたいと思います。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

ご提案いただきましたことにつきましては、今後、国交省のほうに申し入れたいと思います。

**議長**

他に質疑される方はございませんか。

1番 東 篤布君。

**1番 東 篤布議員**

ちょっとこの2ページやけどさ、資料の、課長、これ平米で書いてあるけど、坪にしたらいくらなん。反あたりでいくらなん。ということと、田山地内と海山地内で高速の買収に入っているでしょう。山の価格を教えて。

それからもう1つ、作業道路をつけるということだけど、この間、去年の11月か何か、中日本か何かが田山地内で工事を発注されて、用地買収がまだ進んでいない。向こうの提示価格はどれくらい出ているのか。また、遅れている理由は。僕はあのときに、中部整備局の堀江さんだったかな、堀江さんに、あんたらまだ用地買う前に工事を出してもいいのかいと、もし、これ用地買えなかったら工事はとまるよという話をしたことがあったんですがね。だから、地元の業者を入れずしてこういう入札をするのはおかしいと僕は言って、工事をやめよと言ったことがあったんやけども、そこらの話も知っていますか。知らない。ぜんぜん関係ない話かもしれないけど、今、海野地内、古里地内で問題が起こっているのを知っとる。県工事で、工事がストップしておる。知っています。それは古里地内での工事によって海が濁るということで、海野漁協から苦情が出ておって、今日、会議をしておるはずだけど、例えば、海野の黒浜の予算が出ていますよね、県のほうから、いわゆる海水浴場を作るんやって、いったい長島にいくつ海水浴場を作るのか、よく分からないけれども。今回、古里でやっておる工事は、古里というのは、昔からの海水浴場やね。そのメインの海水浴場にとんでもない材料を入れるから濁った。誰も泳ぎに行かない黒浜に砂を入れるとか、わけのわからないことを言ってですな、こんなもん入れたら流れていくやないかという、

## 議長

東委員、議案のほうにお戻りください。

## 6番 東 篤布議員

だから、それを知らんからですね、知らんだら駄目なん。さっきの景観の話もつながるんですけども、これは町長はもちろんですけども、担当がそれをしっかり把握していかんとですね、この山の価格が妥当なのかどうかという話になってくるわけやな。という話と、あとで問題になってくるけど、大橋さんのところのな、こんな何十パーセントの追加予算が出てくるというのはおかしいんやけどな、こんだけのわずかな設計金額で。それは別としておいても、この山の価格は妥当かどうかということ僕を判断するのでね、そのあたりを知っておらんと、議員の皆さんに適切かどうかという判断を仰げないでしょう。だから、田山地内で起こっている問題と用地価格をご存知ですかと、お尋ねしているのです。田山の山をいくらと言っているの、中日本は。

## 議長

産業振興課長。

## 広瀬栄紀産業振興課長

以前、町で売却した田山の奥のほうなんですけど、平米800円で売却しております。この550円につきましては、国交省でもいろいろ聞きましたけれども、山林につきましては、今、ほかのところでもやっている工事にしても550円で買収しているということでありました。以上でございます。

それから坪単価にあわせると、1,818円でございます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

## 議長

20番 東 清剛君。

## 20番 東 清剛議員

今の広瀬課長の答弁の中で800円の部分と600円の部分があったかに覚えがあるんですけども、いかがですか。ちょっと調べてください。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

## 議長

6番 北村博司君。

## 6番 北村博司議員

今の議長の扱いだと関連質問を許可していることになるので、関連質問は許可しておりませんから、当議会は。整理してください。

## 議長

はい。

ただいまの発言を取り消しますね。

1番 東 篤布君。

## 1番 東 篤布議員

今、後ろのほうから声が聞こえたので、まあ、600円か800円かよう分からないけど、とにかく僕は、課長ね、800円という、田山の山で平米800円、なんで荷坂でそんなに下がってくん。木込みの話なら別やで。土地、平地やないかな。田んぼと山じゃないか、山同士やないか、何で田山の山が800円で荷坂のほうが、平米でそんなに違ってたら、随分大きい問題になってくと思うんやけどな、あとあとのね。そこらどうなんです。立木についてはよう分からないけど、僕は平米単価が前に確かに田山のを聞いた時よりも低いかと思ったもので、こうね。ここらと一緒にそろえてもらわないとまずいんじゃないの。同じ国に買収してもらうのにね、前回にも長島町内で県がここを26万円を買ってれば、今度、もっとええところを一等地を十何万円とか、この差は何なんです。だんだん評価が下

がってきておる。であるのに、町の固定資産税は下がっていないのはなんなんだという苦情も出ておるわけです。土地評価委員会もあるんでしょうけれども、そこらの単価をもっと知っておかないと、僕は安すぎると思う。そんだけ町の山、土地の評価を下げてしまうということは、いわゆる資産の減少につながる、そう思うのですよね。だから、この違いはなぜなんですか。中日本だから、国交省だから、国交省と中日本の単価の違いを僕も知っていますけどもね、でも町としたら、そこらを強く言わないかん。例えば、Aさんが買いに来たらいくら、Bさんやったらいくら、そんな相手によって値段を下げる、不動産屋じゃないんですから、これは町の財産なんで、安すぎやせんかと思うのですが、どうですか。町長に聞きたい。町長おかしい。同じ山ですよ、自分のところの山だったら、こんな値段つけられたらよう売らんわ。

議長、先ほどの質問でね、田山で今、工事中道路が発注された、その答えが返ってきていない。

課長でね。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

ご指摘を受けまして、土地鑑定の結果、便ノ山も550円、失礼しました、取り消します。便ノ山550円、それからもう1ヵ所、馬瀬の山林も550円ということで、一応、それを受け止めました。

**議長**

1番 東 篤布君。

**1番 東 篤布議員**

田山の山を町が売ったときにはもっと高かったでしょうというんさ。便ノ山は知らんよ、それは。長島地内の田山で800円、何で荷坂で500円なんだと。それともう1つだけ、それは本線の売買だったんだけど、工事車両でも入っていたのかな。その買収がまだ終わっていないと思うんさな。どのへんで詰まっておると思う。この買収が。

**議長**

それは田山のことでしょね。

**1番 東 篤布議員**

もちろんです。

**議長**

田山のことは、議案はないので、

**1番 東 篤布議員**

一緒ですよ。評価の差をいっているのやから。

**議長**

単価の差はそうですけど、買収のとまっていること自体は本議案とは関係がない。

**1番 東 篤布議員**

単価が問題でとまっているから言っているんですよ。そこらを知らんということやから、こんなに値段が違っていても平気で売ってしまうんやということを言いたいわけや。

**議長**

という質疑ですね。

**1番 東 篤布議員**

そこらを知っているかということですよ、僕の言っているのは。そんなことも何にも知らんから、この大きな単価の差があってもですね、便ノ山が550円やったから荷坂も550円、その便ノ山の前に田山という問題があるでしょうということを言っておるの。それよりもすべてを知っておってね、こうこうこういう理由なんで550円なんです。というのならわかるけども。そんなことも知らんでおって、550円で妥当なんだというても、そんなもの納得できんでしょう。ということを言っておるのですよ。知ってますか、だからその田山の問題。知らんだらええんや。知らんだら知らんだでええんです。

**議長**

答弁お願いいたします。

奥山町長。

**奥山始郎町長**

誠に申し訳ありません。田山の単価を存じておりません。

**議長**

他に質疑される方はございませんか。

15番 中津畑 正量君。

**15番 中津畑 正量議員**

1点だけお聞きします。現在、この財産処分についてはですね、県からの、特にここに書いてある荷坂地区の法面の防災工事ということでもあります。おそらく落石覆いしてあるトンネルの上側だと思うのですが、現地は。そこの危険度といえますか、この前もちょっと和歌山のほうで2人か3人か亡くなりましたね、落石で。そういう危険な状態が差し迫っておるのかどうかという点でも、私も大変危険なところだと思っております。そういう意味では急がなくてはならないのでしようけれど、県のほ

うからそういう説明もあったんでしょうか。その点だけ聞いておきます。

**議長**

広瀬産業振興課長。

**広瀬栄紀産業振興課長**

もちろん危険で、ずっとこれまでも継続でやってきております。今度、これはあくまでも18年、19年度事業でありまして、下のほうでは16年度から19年度で事業をやっておるところもあります。そういうことで、和歌山と、この前の奈良県のととはわかりませんが、危険ということで、18年、19年度で危険ということで施工するというで聞いておりますけども、強度という、そういうことはちょっと聞いておりません。

**15番 中津畑 正量君。**

この財産の売り買いというのは、やっぱり、年度で予算を組んでやるべきだと、この年度末になってきてからこういう格好でするのは、急いでここをせないかんのではないかという、危険だということをはいつて初めて、そういうことが、県が動いたんかと思っていたのですが、そうではないわけですか。国交省のほうで動いたということになるんでしょうか。ぜんぜんそういう話はなかったということでもよろしいんですか。確かに危険なことは僕もよく認識しております。非常に危ないところです。

**議長**

広瀬産業振興課長。

**広瀬栄紀産業振興課長**

別の工事でも、16年度からずっと危険ということで工事はやってきております。この荷坂については、18年度、19年度、これは国災予算なんですけど、予算化されたということで、今度工事をするものでございまして、危険なのは当然危険なので工事するものであります。

**議長**

他に質疑される方はございませんか。

20番 東 清剛君。

**20番 東 清剛議員**

先ほどの関連で、質問した以上はせんといかんということで。多分、田山ではね、600円か650円だと思いますよ。1ヵ所あったのが、800円だけじゃなかったと思います。これはちょっと確認だけしておいてください。

この工事はね、安全対策、荷坂峠大変危険ですから、大いに結構で是非ともやっていただきたい。協力するのはもちろんですけど、ただ、それとね財産処分を同じに考えてもらったら困るんじゃない

かなと思います。相手方の言い値で処分する、それは町有林今まで育てていますよね。お金もかけて。いろいろと投資もしています。それに見合った価値で、この評価でいいのかということはちゃんと検討していただかないと、一方的に言われっぱなしでね、その値で550円と提示された金額で承諾するのはどうかと思いますよ。この中にね、詳細として、立木補償、これどういう補償になるかわかりませんよ。買取補償になるか、当方伐採、先方伐採、いろいろありますから、今日はあまり質問しないでおこうと思ったんですけどもね、そのへんまで前もって説明していただいたらいいんですけども、中身としたら、やまざくら、雑木、この2種だけですよね。これはやっぱり精査していないように思いますよ、こういう本数だけでしたら。今よく言われておるのが、広葉樹の植栽なんていうのは随分、今、針葉樹が目の敵にされてね、広葉樹をどんどん植えようというような動きをされております中でね、雑木の処分は何だということでもありますよ。今一番考えんなんのは、二酸化炭素の吸収源としての役目があるのは、多分、出てくるとは思いますけども、二酸化炭素を吸収できるのは、森林の樹木しかないんですよ。あと、多少あるとすれば海の海水に二酸化炭素が溶ける分がありますけど、大半が樹木よっての光合成よっての分解しかないわけです。そのような雑木を処分されるにあたってね、町長ほか担当の課の方々はどのように考えておられるのか、今後進めていく、育林等々出てきますけども、それと兼ね合わせて、処分まで考えないといけないと思いますので、いかがお考えでしょうか。

## 議長

奥山町長

## 奥山始郎町長

ご指摘はごもっともで、今、議員が指摘されたCO<sub>2</sub>の吸収については、山林、樹木が非常に大事な働きをしていることは認識をいたしております。しかしながら、国道の危険な箇所ということで、これを人命等にですね、かかわることありますので、このように売却をさせていただきたいと考えたところであります。

## 議長

よろしいですか。ほかにございませんか。

19番 奥村武生君。

## 19番 奥村武生議員

この土木工事についてのいろいろとお聞きしたいのですけれども、この国道42号荷坂地区法面防災工事とありますけれども、やろうとしているですね、2ページのアンカー工L=3m、吹き付け法砕工 断面300mm×300mmという工法は、どういう工法なのかという説明をお願いします。

議長

広瀬産業振興課長。

広瀬栄紀産業振興課長

まず、断面の300×300というのは、法面をコンクリで、まず先にアンカーのほうなんですけど、3mのアンカーを打ちまして、中へコンクリをモルタルを注入します。枠がここにもありますように、斜面してありますように枠が1.5m、1.5mの正方形のコンクリを打ちます。厚さが30cmです。なんというのか、法面とできたコンクリの長さが30cm、枠が1 m50と1 m50で、その浮き出た枠が30cm、30cmと、その意味の300mm、300mmでございます。わかりましたでしょうか。

議長

19番 奥村武生君。

19番 奥村武生議員

僕の赤石のところでもそういう工法が使われているわけですけども、その工法は今のそういう法面の土砂が崩れてくる部分についての最良の工法なのかということをお聞きしたいのですけれども。最良の工法なのかどうかということをお聞きしたいですね、町とか県道もたくさんあるとは思いますが、そのへんについてどういう認識を町としてもっているのかお聞きします。

議長

財産処分ですけど、事業の内容わかりますか。

中原課長。

中原幹夫建設課長

アンカーで留める工事でございますね、一部。国交省としてはですね、この場所、一番適した工法だというふうに認識しております。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

財産処分に関してですね、議長、ちょっと整理していただきたいのですけど、いろんな工事工法とかいろんなあれもあるんですけど、これはあくまでも工事自体の主体は国交省なんですよ。だから、町の今ね担当者に質問したってさ、これを変更することもできんし、何もできないわけでしょう、だから、そういう質問に対してはさ、指導もしてもらって、円滑に議会が進むようにしたってくださいよ。お願いします。

議長

わかりました。

他に質疑される方はございませんか。よろしいですか。

( 発 言 す る 者 な し )

## 議長

はい。これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

( 発 言 す る 者 な し )

## 議長

賛成討論される方はございませんか。

1 番 東 篤布君。

### 1 番 東 篤布議員

数日前も和歌山ですか、奈良県ですか、土砂崩れがあつて、19年やったかな、何年やったですか、町長、荷坂峠も抜けて、その写真を持って国のほうに高速道路の陳情に行った覚えがあるんですけども、その箇所近くだと思うんですけど、先ほどもある議員が言っておったようにどんどんやってほしいと思います。ただ、それについて僕は賛成なんですけどね、だから、先ほども11番議員がおっしゃったように今さら中止するわけにもいかんし、ただ、財産処分が高いのか、安いのかということなんですけども、今の用地買収は非常に国交省の用地買収であっても中日本の用地買収であっても県も町も協力しておるはずですよ。その協力するときに先方者の言う、多少の違いはありますけれども、町としたらですね、こうなんですよと言切れるだけの資料を作っていないかと思っています。でなければ、一般の住民はですね、隣近所のことはわかって、よその地内のことはわからんわけです。非常にだから、この価格が適正なのかどうかという住民が判断する時に、やはり、行政のほうがしっかりとしたですね、山は土地、田んぼと、場所に依じてですね、もっていかないと用地買収はスムーズに進まないし、工事も進まない。もう1つ大きな問題は、住民の中からですね、これだけ国の評価が低いであるのに、町の固定資産税は何も変わらない。もし、今度見直しをかけたとするならば、随分財源に響く結果になるんじゃないかと思うんですよ。過去に国が持っておった評価価格、その当時の町の評価価格、今現在の国の評価価格に合わせて町の評価価格を設定したとすると、どれだけのマイナスの税収になるかなと思うわけです。だから、その点を十分をお願いしておいてですね、賛成討論とさせていただきます。以上です。

## 議長

賛成討論される方はございませんか。

( 発 言 す る 者 な し )

**議長**

これで討論を終わり、採決をいたします。

お諮りします。

日程第6 議案第5号 財産の処分について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**議長**

挙手全員です。したがって、原案のとおり可決することに決定しました。

次に日程第7 議案第6号 海野浦漁港地域水産物供給基盤整備事業（沖防波堤、臨港道路）工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はどうぞ。

15番 中津畑 正量君。

**15番 中津畑 正量議員**

1点だけお聞きします。この資料の3、4にある工事変更ですが、この資料3にある被覆ブロックというのは、実際には目視できない。実は、近澤議員と2人で現地を見て長島支所の建設課長にも会って、この現状を聞きました。目に見えないものですから、どういうことですかということで聞いたんです。特に1点を聞きたいというのは、その聞いた中でも契約の方法、これが変更したので今日の差し替えになったんだと思うんですが、競争入札になっておりましたね、これ確か。ですから何でと言ったときに、前に契約をしておるので、それで変更になったのでそういうこともありうるんではないかということですが、実際にはそういうことはありえないはずなんです。変更して金額も増額して工事ということの議案ですから、と思うのですが、そこらへんでは前に工事の契約を議会で承認を受けて、それで次の年度で継続してやっていく場合には、この計画の変更があったときには、こういう契約の方法というのは、やっぱり随意契約じゃないんですか。同じ業者がやっていくんですから。当然だと思ってしまうんですが、これ、差し替えてあるのでそれでいいんですが、どうも僕おかしいな、何で競争入札になるのかなと、新たに競争入札したんでないのになということですが、そういうことがありえないのか、今後もそういうことはありうるのか、

**議長**

中津畑議員、そのところが資料の、議案の訂正ということで差し替えさせていただいた。

**15番 中津畑 正量議員**

差し替えしていただいた、だけど、そういうことがありうるのかどうかということだけ聞いておきます。もともと競争入札でやった工事だから、その後の変更計画については、予算ももって変更したときには競争入札ということもありうるのかどうかということ。随契と差し替えてくれたので、それで僕は納得はしておるのですけれども、そういうことはありうるんですか。

**議長**

中原建設課長。

**中原幹夫建設課長**

今回のはですね、変更は随意契約でございまして、そういう今おっしゃいました議員さんの競争入札ということにはなりません。間違いでございまして。随意契約ということでございまして。

**議長**

よろしいですか。

6番 北村博司君。

**6番 北村博司議員**

ちょっと確認させていただきたいのですが、いわゆるこれは工事差金が出たので、予算消化というか、のために追加したんじゃないんですか。以前はそういうケースが多かったんですがね。入札の差金が出たんで、その分の設計変更をして目一杯発注するというやり方が以前はよく行われたんですが、それと違うんですか。実際に設計変更が先にあったんですか。

**議長**

中原建設課長。

**中原幹夫建設課長**

北村議員のおっしゃるとおりでございまして、当初、予算はですね、事業費がございまして、入札差金は確かに出ております。来年度ですね、事業も継続ということがありまして、ブロックを仮置するということで変更しております。以上です。

**議長**

6番 北村博司君。

**6番 北村博司議員**

ですから、説明のときにそういう説明をしてください。これまではしていましたから。今、新人の方もいらっしゃるし、なぜこっだけ設計変更したのかと不思議に思いますから。補助金を返すよりも

何だからという、本当のところはそれでしょう。そういうのを説明のときに明確にしてください。お願いします。いかがですか。今後、そういうふうにしますか。

**議長**

中原建設課長。

**中原幹夫建設課長**

今後、そういうふうにしっかり説明していきたいと思います。

**議長**

10番 岩見雅夫君。

**10番 岩見雅夫議員**

本件のですね、当初の契約の年月日ですね、これがいつだったのかという点とですね、それから今回、設計変更により契約額の変更が生じたということなんですが、この被覆ブロック増設の設計変更がですね、必要になった理由ですね、これをちょっとご説明願います。

**議長**

中原建設課長。

**中原幹夫建設課長**

当初の契約の日ですけども、11月10日でございます。それと設計変更の主な理由なんですが、次年度事業のですね、縮減を図るために被覆ブロックの作成の増をしております。先ほどの事業費との差金をですね、前倒しで工事をしていくということでございます。

**議長**

10番 岩見雅夫君。

**10番 岩見雅夫議員**

設計変更の内容なんですけども、資料3のところですね、黄色で変更箇所というのは表記されておるんですが、図面を見ますとブロック工のですね、一部内部というのですか、なかのほうだけが変更箇所になっておるんですが、この分だけ今までなかったところを埋めるというのですか、増設することになったのかどうかですね。それから、被覆工のブロックがですね、24個増えているんですが、三角の形とちょっと細長い形と2種類あってですね、全体数えて24だと思んですけども、これは全部同一12tで同じ単価なんですか。

**議長**

中原建設課長。

**中原幹夫建設課長**

増設する分につきましてはですね、仮置きということで24個作っております。それと、ブロックの形なんですけど、正体というんですか、3つになった形とですね、少し角が切れたような形になったはんということなんですけど、その2種類を製作しております。

**議長**

他に質疑される方はございませんか。

11番 入江康仁君。

**11番 入江康仁議員**

あのですね、この公図の先ほどからの関連でずっとつながってくるんですけど、ようはこの町の見積もりした価格、これ競争入札と、このときには僕らはタッチしていないのでね、はっきりとわからないのだけど、町の見積価格、町の競争入札したときの町の見積価格はいくらであったか。

それと、なぜこの設計変更してまでこの契約をしなきゃいけなかったかと、そのちょっと理由をはっきりやっていただきたいと思います。

**議長**

中原建設課長。

**中原幹夫建設課長**

当初の設計金額でございますが、5,468万850円でございます。それとですね、先ほども言いましたが、設計変更の内容でございますが、当初の予算は全体が限られておりまして、工事差金が出た分だけですね、翌年度事業もあるということでブロックを増設して作るということで、変更理由は主なものはそこでございます。以上でございます。

**議長**

11番 入江康仁君。

**11番 入江康仁議員**

それではさ、実際言って、競争入札する意味がないんじゃないの。実際さね、町の見積もりは5,468万でしょう。そして変更後は5,500、これ増加になっておるんだねこれ。そうでしょう。それで競争入札ということはいかに安くやってもらうかということで、差額は出たら出たほど町がそれだけ得をするということのなかの競争入札じゃないんですか。その差額が出たから、次年度があるから、この業者にわざわざ町の見積価格の5,468万円を上回る、約403万ですか、追加してまでの工事設計変更をなぜやらないかのか。俗にいうやないん、これは談合である業者に落とさせておいて、あとから追加設計変更して工事を出すよと。この業者にやらすためにやった手段だととられてもしょうがないよ、これ。このやり方は。競争入札の意味がないじゃないですか。そこは町長と担当課長、そこを

ちゃんとわかりやすく説明してください。見積価格をとおり過ぎておるやないか、これ。差額が高じた分だけ、工事の範囲じゃないでしょうこれは。そこはどうですか、町長と担当課長と。入札のあれは問題あるよ、今度はこれは。

**議長**

中原建設課長。

**中原幹夫建設課長**

先ほども申しましたように、5,468万850円の設計に対しましてですね、当初は落札は4,890万で落札しております。それで、今回の随契はですね、競争入札によりまして、やりましたので、大橋組なんですけど、大橋組が続けて施工することは非常に単価的にも安くなるということですね、随契をさせていただいたということでございます。

**議長**

中原建設課長。

**中原幹夫建設課長**

すみません、訂正します。

**議長**

中原建設課長。

**中原幹夫建設課長**

申し訳ありません。落札金額は、今、予定価格に入っていない金額を言いましたので申し訳ございません。消費税を入れましてですね、訂正させていただきます。当初の請負金額はですね、5,134万5,000円でございます。

**議長**

町長

**奥山始郎町長**

私もこの工事入札については、詳しくは存じておりませんが、今、課長の答弁というか、回答を聞いておりますと、差金が出た。それでその差金について、それを設計変更で充当すれば、比較的経費が安く上がるという考え方がありますので、私もそれでOKをしております。

**議長**

11番 入江康仁君。

**11番 入江康仁議員**

私が言っておるのは、この差金が出たから、またその設計変更をするということではなくて、この

工事は次年度もあるわけでしょう。別に急ぎよ、設計変更してまでやらなくてもいいじゃないかというのを私は言っておるのです。だから、その差額はですよ、今回の予算どういう当初予算が出てくるかしらんけど、緊縮予算にしてはその中に少しでも競争入札の意味がどこにあるということを第一に聞こうか。町の見積価格があって、業者から、それから入札でより安い業者にとらさすわけでしょう。当然、そこに差金は生じるのが当たり前じゃないですか。このような入札はだめだと言っているの。だめなんでしょう、本当は。だから、差金が生じたから設計変更でやらすわということは業者となれなりのあれをやっているということじゃないですか。なぜ、設計変更までして工事を出さんなんの。次年度でそれをやってもらったらいいことじゃないか。業者に配慮したことをやっているのかと言っているの、私は。そうでしょう。だから、競争入札する意味がないやないかなほんなら。差額は大体、最初の5,100万変更後は約5,500万、約400万くらいの差があるわな。そうでしょう。なぜ、これを作ってまで業者に配慮せんなんのよ。そして、逆に言ったら、差金が生じたというのだったら、町の見積もりの5,468万以下の差金だったらいいよ。出とるやないかなこれは。差額じゃないじゃないかこれは。超過しとるやないか。差金じゃないよこれ、超過だよこれ、超過してまでなぜこれ設計変更せんなんの。これは議長、大事なことから、今、よく言われておる談合とか、いろんな入札の問題にもいろいろつながってくるから、これをきちんとしておかなあかん、この議会で。ていうことは、これは5,100万で落とさせておいて、この業者に、後からその追加の見積価格があるから、それに対して追加工事を出すよというのと一緒じゃないかこれ。行政と業者の談合じゃないかこれは。今の官製談合じゃないけど。そこをきちんとして説明したってください。これからもこういうことを続けるんかと。

議長、それともう1点、この事業はずっと過年度からずっとやっているでしょう。工事。ずっと今までやってきた工事は、どこをやっとるのこれ。それもちょっと1点。それと次年度とな。過年度の分もどこが業者やっとるの。

**議長**

ちょっとお待ちください。

広瀬産業振興課長

**広瀬栄紀産業振興課長**

工事につきましては、大橋組さんがやっております。これまでもやっております。次年度につきましては、予算が当初6,500万で予算要求しておりましたけれども、この差金によって工事をいたしますので、一応、県には概算で6,300万で要求をしております。次年度、最後の年なんですけど、6,300万円で200万減して要求しております。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

**議長**

11番 入江康仁君。

**11番 入江康仁議員**

建設課長が先ほどまで答弁しておったのだから、建設課長にちょっと聞きたいわ、これからどうなるんだという、この。ぜんぜん答弁なってないからさ、それ。

**議長**

今後ということですね、先ほど言われた。

**11番 入江康仁議員**

今後、こういうふうになるんだと、官製談合みたいなことじゃないかということのを私は指摘しておるのやからさ、なぜ、設計変更してまで、急を要する工事なのか。

**議長**

いや、先ほどの部分で執行部わかったと思いますので、

**11番 入江康仁議員**

じゃあ、ちゃんと説明して答弁させてよ。

**議長**

町長、基本的な部分もありますので、町長の考えも述べていただいたほうがよろしいんじゃないですか。担当課だけではなしに。もちろん、担当課も。

奥山町長。

**奥山始郎町長**

今、先ほど申し上げた考え方でございますが、どうも質問の、議員にはまだご納得というか、はっきりと了解を得られていないように、ありますので、そのへんに詳しい、私より詳しい収入役に説明いたさせます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

**議長**

6番 北村博司君。

**6番 北村博司議員**

入江議員が指摘しているのは、こういう工事発注の仕方を根本的なことを言っておられる。不用額で落とすべきではないかと、次年度の前倒しでやると競争入札の意味がないではないかという指摘なんで、すれ違いがあるので、議長、休憩して理事者の答弁調整をしてください。

---

議長

休憩のあれですね。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

11時から再開いたします。

(午前 10時 47分)

---

議長

それでは会議を続けます。

(午前 11時 05分)

---

議長

答弁をお願いいたしたいと思います。

広瀬産業振興課長。

広瀬栄紀産業振興課長

先ほどの入札事業費の件なんですけど、今年、当初、補助対象事業として6,000万円の内示を受けておまして、それで入札金額が下回りましたものですから、県とも相談した結果、その範囲内で次年度も最終年度で工事がありますので、前倒しで、次年度も工事がありますので、県との協議した結果、今年、前倒しで入札して事業を実施するということが方向が決まっております。以上でございます。

議長

他に質疑される方はございませんか。

( 発 言 す る 者 な し )

議長

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

( 発 言 す る 者 な し )

議長

賛成討論される方はございませんか。

15番 中津畑 正量君。

**15番 中津畑 正量議員**

賛成討論をさせていただきます。

海野浦漁港というのは、近隣の漁港と違って、随分海そのものが急に深くなっているという状況から、既設のずっと前から作っていた強固な防波堤もヒビが入ったり、継ぎ目が分かれてきたりというようなことが再々起こっております。そういう意味では、この工事そのものについては、本当に漁民にとっては、有効な波を消していく。漁港として大切な行事だと念願をしておるところだと私も聞き及んでおります。そういう意味では、この事業、来年度で終わりますけれども、是非、速やかにこの工事实行していただいて、漁民の安全な操業、漁港としての役割を果たすよう強く要望いたしまして、賛成の討論とさせていただきます。

**議長**

他に賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

これで討論を終わり採決いたします。

お諮りします。

日程第7 議案第6号 海野浦漁港地域水産物供給基盤整備事業(沖防波堤、臨港道路)工事請負変更契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**議長**

挙手全員です。

したがって、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

**議長**

これで本臨時会に付議されました案件はすべて終了しました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

それではこれにて、平成19年第2回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労様でございました。

(午前 11時 10分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成19年3月1日

紀北町議会議長 尾上壽一

紀北町議会議員 中本 衛

紀北町議会議員 中津畑 正量